

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 2 7 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

国家公務員に準じて、住居その他これに準じる場所において、一定期間以上勤務することを命じられた職員に在宅勤務等手当を支給するため、改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。